

第5編 給与(大月都留広域事務組合議員の報酬及び費用弁償等に関する条例)

第1章 報酬・費用弁償

○大月都留広域事務組合議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和42年10月11日条例第2号)

改正	昭和43年7月25日条例第4号	昭和45年2月5日条例第2号
	昭和45年8月6日条例第5号	昭和48年11月29日条例第2号
	昭和50年8月21日条例第1号	昭和54年8月3日条例第1号
	昭和56年3月29日条例第2号	昭和63年7月11日条例第4号
	平成2年7月31日条例第2号	

(報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、次のとおりとする。

議長	年額	28,000円
副議長	年額	26,000円
議員	年額	25,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ日割により報酬を支給する。

第3条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までを月割により報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日以後に出発した旅行から適用する。

附 則(昭和45年2月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年1月1日以後に出発した旅行より適用する。

附 則(昭和45年8月6日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年7月1日から適用する。

附 則(昭和48年11月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則(昭和50年8月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日より適用する。

附 則(昭和54年8月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年7月1日より適用する。

附 則(昭和56年3月29日条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)の施行の日から適用する。

附 則(平成 2 年 7 月 31 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表 (第 4 条関係)

区 分		議長・副議長	議 員
鉄 道 賃 及 び 船 賃		上級実費	上級実費
車賃(1キロメートルにつき)		実 費	実 費
日 当 (1 日 に つ き)		3,300 円	3,000 円
宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	県 内	14,900 円	13,300 円
	県 外	16,500 円	14,800 円
食卓料(1夜につき)		3,300 円	3,000 円